

社会福祉法人満福社会

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人満福社会 役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 監事が理事会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

3 役員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

(役員の業務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事長が理事会に出席した日は、この限りでない。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。但し、前条第1項の規定により理事が理事会に出席した日は、この限りでない。

3 監事が理事長の命を受けて行政等による指導検査等への立会及び運営状況への指導または監査の業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により監事が理事会に出席した日は、この限りでない。

(出張旅費)

第5条 役員が法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める日当及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を

支払い、出張後精算することができる。

(役員退職金)

第6条 役員退職金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

- (1) 役員任期が終了した場合
- (2) 役員が死亡した場合
- (3) 役員が任期の途中でやむなく辞職した場合

- 2 理事長が辞職した場合は、理事長としての職質を考慮し、別表5に定める退職金を支払うものとする。この場合において、理事長であったものが理事にとどまる場合であっても、退職金を支払うものとする。
- 3 理事及び監事が辞職した場合は別表6により退職金を支払うものとする。
- 4 理事を兼務している職員が退職した時も前項に規定する退職金を支払うものとする。
- 5 退職金の支払いは、役員任期満了日とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、理事長が別に定める。

(兼務役員)

第7条 施設の役員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人満福社会)

別表1

| 名称 | 報酬 | 実費弁償額 |
|----------|----------|----------|
| 理事会等出席報酬 | 日額3,000円 | 日額1,000円 |

別表2

| 名称 | 報酬 |
|---------|----------|
| 理事長業務報酬 | 日額8,000円 |

別表3

| 名称 | 報酬 |
|--------|----------|
| 理事業務報酬 | 日額4,000円 |
| 監事業務報酬 | 日額4,000円 |

別表4

| 名称 | 日当 | 宿泊費 | 旅費 | その他 |
|--------|--------|-----|----|-----|
| 理事長出張費 | 5,000円 | 実費 | 実費 | 実費 |
| 理事出張費 | 3,000円 | 実費 | 実費 | 実費 |
| 監事出張費 | 3,000円 | 実費 | 実費 | 実費 |

別表5

| 職名 | 期間 | 金額 |
|-----|----------|----------|
| 理事長 | 1期以上2期未満 | 20,000円 |
| 〃 | 2期以上3期未満 | 40,000円 |
| 〃 | 3期以上4期未満 | 60,000円 |
| 〃 | 4期以上5期未満 | 80,000円 |
| 〃 | 5期以上 | 100,000円 |

別表6

| 職名 | 期間 | 金額 |
|-------|----------|---------|
| 理事・監事 | 1期以上2期未満 | 10,000円 |
| 〃 | 2期以上3期未満 | 20,000円 |
| 〃 | 3期以上4期未満 | 30,000円 |
| 〃 | 4期以上5期未満 | 40,000円 |
| 〃 | 5期以上 | 50,000円 |